小売商業等振興事業に関する補助金について

1 概要

ウィズコロナ下において、小売商業等の活性化や商店街等の魅力向上に効果が見込まれる ソフト事業のうち地域特性創出事業(商店街等イメージアップ事業)及び共同化推進事業に対す る補助を拡充するもの。

2 対象者

商店街振興組合、商店街組合等の商業団体(任意団体を含む)

※構成会員が10以上の団体が対象となります。

3 補助対象事業

地域特性創出事業(商店街等イメージアップ事業)、共同化推進事業 例)イベント・キャンペーン、スタンプラリーや共通割引カード作成など

※1つの商業団体の申請は2回まで

(構成会員が2/3以上同一の事業者の場合、全ての商業団体等で2回まで)

4 補助対象経費

報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、広告料、筆耕翻訳料 委託料、使用料及び賃貸料、工事請負費、原材料費、備品購入費、商品券等のプレミアム経費 ※補助事業者の運営に係る経費は、補助金の対象経費にはなりません。

5 補助率・金額について

要した費用の2/3を補助 (総事業費20万円以上)

※構成会員数に応じて上限を設定 上限200万円(構成会員数10~50)

上限300万円(51~100)

上限500万円(101~)

6 事業の流れ 補助金 補助金 事業 補助金 補助金 補助金 交付 実績 交付 交付額 交付 交付 申請 報告 請求 決定 確定 ・・・・市の手続 ・・・申請者の方の手続

7 お問い合わせ

下関市役所産業振興部産業振興課 〒750-0006 下関市南部町 21-19

TEL:083-231-1220/FAX:083-235-0910

